

くろまぐろ遊漁の管理について

I. 届出制について

II. 令和7年度におけるこれまでの管理状況について

令和7年6月
水産庁

I 届出制について

- 昨年度のくろまぐろ遊漁専門部会及び広域漁業調整委員会において、クロマグロ遊漁の全体像を把握することを主目的として、遊漁者及び遊漁船・PBの運航者に対する届出制を、令和8年4月1日から新たに導入することを決定。
- 届出制の仕組み（届出内容、受付期間など）についても、概ね下表の内容で合意済。ただし、下記（1）～（3）は、確定した結論が出ていない状態。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※ 自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・使用予定船舶（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・船名 ・遊漁船登録番号（遊漁船の場合） ・船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） ・出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月□日から令和8年▲月■日まで…（3）
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回 …（2）	受付期間中に1回 …（3）
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 ・クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

◎ 未確定事項についての対応案

(1) 遊漁者の届出内容

使用予定船舶と出入港予定場所は、任意の届出事項（無記入・複数記載可）とすることで良いか。

※ これまでの会合では、「利用する船まで予め決めている遊漁者は少ないので、使用予定船舶の届出は不要ではないか」、「届出を義務づけた場合、使用船舶や出入港場所が変更になった場合は、変更届出をしなければならなくなり、煩雑ではないか」旨の意見あり。

(2) 遊漁者の届出回数

「年1回届け出ればよい（令和8年度で初めて採捕に行く時に届出。2回目以降は不要）」とするか、それとも、「採捕に行く都度、届け出る」こととするか。

※ これまでの会合では、「全体像の把握に当たり、釣りに行くごとに届出させる必要があるのか疑問」、「年間でどれくらいの者がどの海域で釣りをしているのか把握すべきで、都度届出であれば、釣り人の動きが確実に分かる」旨の意見あり。

(3) 遊漁船業者及びPB運航者の届出の受付時期

【案1】 令和7年度のうちに（例：令和8年1月1日～3月20日）に届け出ることにしつつ、やむを得ない事情がある場合は、この期間後でも受け付けることとする。

※ これまでの会合では、「クロマグロ遊漁に行く遊漁船は、年間計画を持っているものなので、期間を区切って届出させることとしても問題ない。ただし、新たに船舶を購入した場合は事後届出を認めるべき」旨の意見あり。

※ この手法の場合、「やむを得ない場合」をどこまで許容するかが課題。また、令和8年度中にクロマグロ遊漁の案内をするかもしれないので“念のため”届出する者が多数出る可能性があり、正確な全体像の把握になるのかという課題も。

【案2】 漁場への案内等を初めて行う月の前月10日までに届け出なければならないこととする。

（例）令和8年度における初めての案内等を7月に行おうとする場合、6月10日までに届出。
（2回目以降の案内においては、届出は不要）

※ 案1、案2のいずれの場合も、使用する船舶ごとに届出を行うこととする。

※ 上記内容を反映した広域漁業調整委員会指示の案は、別添1、別添2のとおり。

◎ 届出制の実施に向けたスケジュール

令和7年	6月30日（本日）	くろまぐろ遊漁専門部会第4回合同会議 （届出制の内容の確定）
	7月～10月	届出制に関する周知 〔 水産庁HP、Facebook等、チラシ・ポスター、 業界紙等への掲載、イベントでの周知、 各釣り団体・釣り関係者による周知活動 等 〕
	11月中旬～下旬（予定）	広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海） （届出制導入に関する委員会指示案の諮問⇒決定）
令和8年	1月1日～	・届出制導入に関する委員会指示の有効期間開始 ・届出の受付開始
	〔(3) 案1の場合 3月20日まで〕	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 〔 ※クロマグロを採捕する遊漁者の届出期限は、採捕しようとする日 の1営業日前まで 〕
	〔(3) 案2の場合 3月10日まで〕	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 〔 ※4月1日以降に案内する者 ※クロマグロを採捕する遊漁者の届出期限は、採捕しようとする日 の1営業日前まで 〕
	4月～	届出制に基づくクロマグロ遊漁管理の開始
	〔(3) 案2の場合 4月10日まで 5月10日まで ・・・〕	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 （※5月1日以降に案内する者） （※6月1日以降に案内する者） ・・・

Ⅱ. 令和7年度のこれまで（4～6月）の管理状況

1. 現行の管理措置

- ① 近年、クロマグロ遊漁の採捕の積み上がりが早く、短期間で採捕禁止がかかる状況となっていることを踏まえ、より多くの遊漁者が採捕機会を得られるよう、今年度からは、採捕可能数量を（複数月単位ではなく）毎月ごとに設定したり、バググリミットを1人1月1尾とするルールにしたところ。
- ② また、採捕数量の正確性を向上させるため、今年度からは、計量方法や尾さ長の報告もさせるようにしたところ。

○ 委員会指示の内容

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
- (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止(※)。
 - ※ 採捕禁止の運用について
 - ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トンで均等配分し、各月の採捕上限として設定。
 - ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

2. 採捕状況（令和7年4～6月）

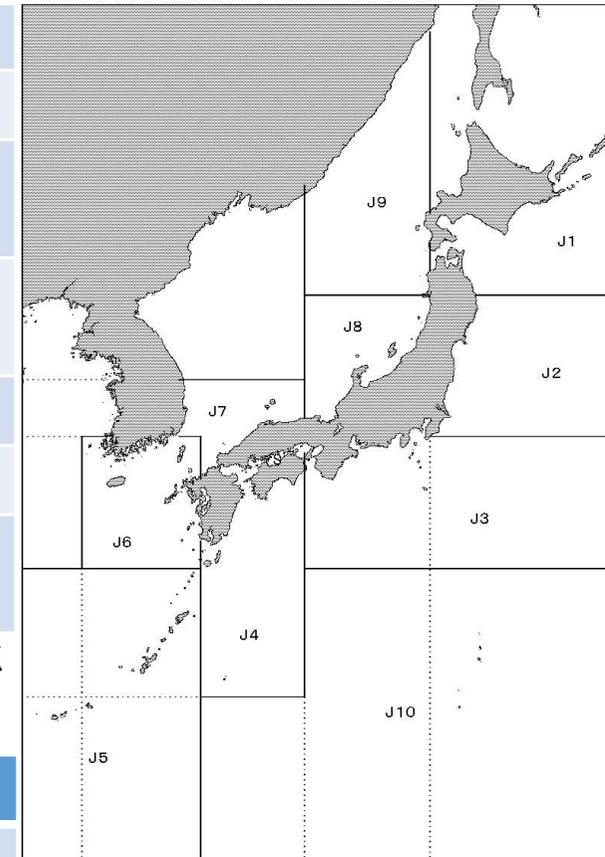
- 昨年度は、4～6月で9日間（4月は5日、5月はゼロ、6月は4日）しか採捕できなかったが、今年度は、計25日間（4月は8日、5月は13日、6月は4日）の遊漁の機会が実現。
- 他方、6月は採捕の積み上りが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超える結果となった。

時期	4月	5月	6月
採捕上限	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	10.3トン※
採捕禁止期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域
遊漁船使用割合	約7割	約7割	約7割
計測方法	「目測」が多い	「はかり」が多い	「目測」が多い
備考	尾さ長が確認できる写真の添付は概ね履行されているが、明確に確認できる写真の提出は不十分。		

※令和7年6月27日時点

（参考）令和6年度の採捕実績（4～6月）

時期	4～5月	6月
採捕上限	5トン	7トン
採捕数量	8.2トン	8.8トン
採捕禁止期間	4月6日～5月31日	6月5日～6月30日
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、J8海域



海域図